

新宿区監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、
定期監査等の結果に基づき区長等が講じた措置について別紙のとおり公表する。

平成 22 年 4 月 27 日

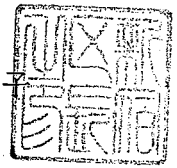
新宿区監査委員	繁 田 勝 男
同	布 施 一 郎
同	山 岸 美佐子
同	くまがい 澄子



22 新総総第 330 号
平成 22 年 4 月 26 日

新宿区監査委員 繁 田 勝 男 様
同 布 施 一 郎 様
同 山 岸 美佐子 様
同 くまがい 澄 子 様

新宿区長 中 山 弘



定期監査等の結果に基づく措置について（通知）

平成 21 年 2 月 23 日付け、20 新監査第 709 号による「平成 20 年度行政監査結果報告書」及び平成 21 年 9 月 15 日付け、21 新監査第 440 号による「平成 21 年度行政監査結果報告書」並びに平成 21 年 9 月 15 日付け、21 新監査第 456 号による「平成 21 年度定期監査（前期）結果報告書」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。



平成 20 年度行政監査（平成 21 年 2 月）

【地域文化部】

1 監査結果の内容（要約）

外国人向けの刊行物を作成するにあたり、区施設等の名称の外国語表記、提供方法、提供場所等に関する基本的な事項が定められていない。

情報媒体の作成を効果的、効率的にするために、外国人への情報提供に関するガイドラインなどの整備について検討をされたい。

2 講じた措置の概要

外国人への情報提供のあり方について、統一的に取り扱う「外国人への情報提供ガイドライン」を平成 22 年 3 月に作成し、全庁に周知徹底した。

【地域文化部】

1 監査結果の内容（要約）

DVD 及びビデオテープによる情報提供が行われているが、貸出しなどの実績が極めて少ないものがある。

映像による情報提供をDVD などで行う際には、活用方法、提供場所等について思慮することはもとより、その費用対効果も十分に検討したうえで作成されたい。

2 講じた措置の概要

DVD やビデオテープによる情報媒体の活用にあたっては、作成部数・配布（活用）場所等に留意し、外国人に伝えたい情報が効果的に伝わる媒体を採用する。

今後は、関連情報機関のホームページから区の外国語ホームページへのリンクを要請するなど、他の機関・団体との連携を深め、多角的な媒体による、相乗効果の発揮できる情報提供に努める。

【地域文化部】

1 監査結果の内容（要約）

外国人への情報提供について、庁内の状況を把握し、責任を持って調整を行う部署が明確ではない。庁内各部署の情報を一元化し、全庁にわたる調整を行う所管部署を明確にされたい。

2 講じた措置の概要

文化観光国際課の所管事務として「外国人への情報提供ガイドライン」を作成した。

また、「新宿区外国語等の印刷物等に関する取扱要綱」を制定し、情報の一元化と事後チェックを行う体制を確立した。

【地域文化部】

1 監査結果の内容（要約）

情報の提供場所については、所管部署の窓口のほか、外国人が多数訪れる場所である「しんじゅく多文化共生プラザ」等であったが、これらのなかで、外国人向けの刊行物などのすべてを備え、提供している場所はなかった。また、外国人向けの刊行物と日本人向けの刊行物とが混在して提供されている窓口や、提供場所そのものの所在が来庁者に分かりにくい例があった。提供場所については、外国人向けの各種情報が一度に取得できる場所の確保及びそれぞれの提供場所が分かりやすいところにするなどの注意が必要である。

情報の提供場所及び提供場所の表示方法について検討されたい。

2 講じた措置の概要

情報の提供場所については、「外国人への情報提供ガイドライン」及び「新宿区外国語等の印刷物等に関する取扱要綱」において、「新宿区役所本庁舎1階待合室」及び「しんじゅく多文化共生プラザ」を情報提供場所に位置づけるとともに、多言語による案内表示を行う。また、「外国語等印刷物等台帳」を作成し、文化観光国際課において一元的な印刷物等の管理を図る。

平成 21 年度定期監査（前期）（平成 21 年 9 月）

【総務部】

1 監査結果の内容（要約）

税務課では、新宿区会計事務規則第 26 条に基づき金銭登録機（レジスター）を使用して税証明手数料の収納を行っているが、証明交付申請書と現金との照合は行われていたが、金銭登録機のジャーナルを活用した照合は行われていなかった。公金等管理の適正化については会計管理者からの通知や副区長からの依命通達がなされている。金銭登録機を使用する目的は、金銭の出納状況を記録し明確にすることで金銭を適正に管理することである。証明交付申請書及び現金と金銭登録機のジャーナルとの照合を行い、さらなるチェック体制の強化を図るべきである。

手数料の収納に係る事務処理を適正にされたい。

2 講じた措置の概要

指摘を受けた収納事務については、改善策を検討し「窓口税証明レジ取扱いマニュアル」を作成した。平成 21 年 7 月 27 日からマニュアルにそって、金銭登録機のレジジャーナルとの照合を行い、戻しやキャンセル表示がないか点検のうえ、税証明日計の決定を受けている。

【福祉部】

1 監査結果の内容（要約）

生活福祉課では、平成 20 年 3 月に金銭出納員が保管するつり銭を増額して交付を受けたが、課の金銭出納簿に追加交付を受けたつり銭の増額の記載がなかった。また、平成 20 年 3 月 31 日には金銭出納員名で 100,000 円のつり銭を会計管理者に返納し、同年 4 月 1 日付けで同額を受領する会計事務を行ったが、金銭出納簿には増額前の 30,000 円を会計室への返納したことと、同額を会計室から受領したことの記載があり、増額した 70,000 円の所在が確認できない状態であった。その後、平成 20 年 10 月 8 日に金銭出納簿に 70,000 円の記帳漏れの記載が行われ以降適正に管理された。

実際に保管している現金と金銭出納簿の記載が相違している状態が年度をまたがり約 7 ヶ月間にわたり続いていたことは、公金管理マニュアルに基づく現金の定期的な確認が有効に行われておらず、課内の連携、相互牽制機能が作用していないことを示すものである。つり銭は盗難又は亡失等がないよう、安全な方法により保管するべきである。

また、つり銭を増額するという判断が適切であったかも問われるところである。

つり銭の管理を適切にされたい。

2 講じた措置の概要

指摘事項を受け、現金の管理については、公金管理マニュアルに基づいて厳格に点検・確認を行うことを徹底した。

【環境清掃部】

1 監査結果の内容（要約）

生活環境課では、区内3地区の各清掃協力会と委託契約を行っているが、徴取している見積書には履行すべき内容、金額の内訳が具体的に示されていないため、契約金額の積算根拠が明確ではない。また、区からの委託経費は団体活動の一部に当てられていた。

委託する内容を具体的に示し契約金額の積算根拠を明確にされたい。

2 講じた措置の概要

平成22年度については、区が取り組んでいる「ごみの分別」「ごみの減量」「リサイクル率の向上」等を図ることを目的に、区内の3清掃協力会に対し次の事業を委託し、内容、経費及び内訳、積算根拠等を明確にした。

A及びB清掃協力会：施設見学会の実施の委託

C清掃協力会：施設見学会の実施及びごみゼロフェアの実施の委託

平成 21 年度行政監査（平成 21 年 9 月）

【地域文化部・都市計画部】

1 監査結果の内容（要約）

補助金は、法律、条例、規則、要綱等の根拠に基づき、適正に支出することが求められている。しかし、「区補助金等規則」のみを根拠とし、「個別要綱」を制定していないものが 2 事業あった。補助対象事業の目的や内容が適正に執行されるためには、補助目的や対象事業の内容等を明確にする必要があり、「個別要綱」を定めていない事業については、個別要綱の制定を検討されたい。

2 講じた措置の概要

指摘事項の都市計画課の「東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟補助金」については、「東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟に係る事業経費補助金交付要綱」を制定し、算定基準（補助率、上限額）や交付方法について明記した。

また、「地域活動の支援」については、既に事業が終了しているため新たに要綱を制定しないが、補助金の支出における個別要綱制定の必要性については、今後、適正に処理するよう徹底した。

【区長室・総務部・地域文化部・福祉部・子ども家庭部・健康部・みどり土木部】

1 監査結果の内容（要約）

「個別要綱」を制定している事業では、個別具体的な補助金の交付目的や補助対象事業を要綱上に明記しており、補助金交付手続きの審査にあたっての根拠としている。しかし、要綱上、補助対象団体や補助対象事業については規定してあるが、補助額の算定基準（補助率、上限額等）や対象経費を明記していないものが 15 事業あった。

区は補助金を交付する際、補助事業者の活動全てを補助対象としているものではなく、補助対象となる項目や対照経費、補助率等の基準を設け、補助金の使途を明確にすることが必要である。平成 16 年の「新宿区補助金等検討委員会」からの「補助率は事業費の一部とし、上限を設ける。」との提言も参考にして、要綱等について見直しを進められたい。

2 講じた措置の概要

指摘のあった 15 事業については、要綱を改正し補助額の算定基準（補助率、上限額等）や対象経費を明記した。

【地域文化部・福祉部】

1 監査結果の内容（要約）

補助金の交付時期は、補助内容の履行確認後に交付することが原則であるが、補助の性質上、団体等が補助事業を適正かつ効果的に実施するためには、履行確認前に補助金を交付していく必要もあり、交付時期については、おおむね適正に行われている。

補助金を前金払で支出しているもので、補助団体からの実績報告を求めている事業や当初予定した事業内容に変更が生じたため、歳出戻入をした事業がある。補助金の交付においては、補助金の成果が補助金交付の決定の内容や条件に適合するかどうかを実績報告等で確認することが必要である。そのためには、補助金の支出方法は精算行為を伴わない前金払より補助実績を確認し、補助目的が適正であるかを審査するためにも、概算払による方法が適当である。今後検討されたい。

2 講じた措置の概要

指摘を受けた事業については、事業計画書や事業予算書等により補助額を確定しているが、当該年度においては、制度の変更や突発的な事由により戻入が発生した。当該補助金は、補助事業を効果的に実施するため前金払としているところであるが、指摘の趣旨を踏まえ、今後も、補助の成果や実績等の確認については、実績報告書や領収書等による確認を行い、適切な事務の執行に努める。

【福祉部・みどり土木部】

1 監査結果の内容（要約）

補助金の使途や補助事業の履行内容を実績報告書等で把握し、補助金の成果が補助金交付決定の内容や条件に適合するかどうかを確認することは基本的かつ重要なことである。しかし、事業に係る補助金の実績確認において補助団体等へ実績報告を求めている事業が2事業あった。また補助事業団体の総会資料を実績報告書としているものが1事業あった。実績確認においては、できるだけ多くの資料に基づき行うことが審査の透明性を上げることにもなる。

実績報告書の提出を求めている事業や総会資料で実績確認をしている事業においては、履行確認方法の改善を図られたい。

2 講じた措置の概要

指摘事項を受け、要綱において実績報告に関する規定の明確化と様式等の整備を行った。

【健康部】

1 監査結果の内容（要約）

「看護高等専修学校事業助成」事業は、平成 17 年度からの補助金の見直しにあたって検討すべき事業となっていたが、補助団体との見直し等は進捗していない状況であり、補助金額等においては、平成 8 年度から現在の補助金額のままになっている。補助事業については、社会状況や区民ニーズの変化を踏まえ、常に補助対象とする事業の内容や補助金額等について、見直しを図るべきである。この事業が区の施策に効果的なものとなっているかどうか、再度検討されたい。

2 講じた措置の概要

事業の見直しを再検討した結果、平成 21 年度をもって事業を廃止する。

【子ども家庭部】

1 監査結果の内容（要約）

「地区青少年育成委員会活動への支援（事業助成）」事業は、区内 10 団体の地区青少年育成委員会の活動に対して補助金を交付しているが、それぞれの団体が主催する事業に対しても、補助金とは別に区が直接契約した業者に経費を支出していた。補助金の算定にあたっては、各団体に対して一律な金額を補助するのではなく、各地域における地区青少年育成委員会の特色等も踏まえ、区の事業として支出されている経費も含めて、補助金のあり方を再検討し、補助対象事業が効果的に行われるような算定基準等を検討されたい。

2 講じた措置の概要

補助金交付要綱の補助対象経費の積算方法を改正し、各地域における団体の特色等を踏まえ算定するとともに、区の事業として支出していた経費も補助金と一体として交付する。

【地域文化部】

1 監査結果の内容（要約）

「地域協働事業への支援」事業と「まちづくり活動助成」事業は、補助対象とする団体もその活動とする地域も各特別出張所の管内に限っており、地域におけるイベントや協働に向けた活動など類似するものもある。これらについては、地域の個性や特色をいかしたまちづくり、コミュニティづくりのために、事業内容が重複していると思われるものは再検討し、効率的な事業展開ができるように、補助事業の見直しをされたい。

2 講じた措置の概要

指摘の事業については、同じ地域における協働に向けての活動などには類似する点があり、現在検討中の自治基本条例の中の「区民参加の仕組み」の検討結果を踏まえ、この2つの補助事業の見直しを行う。

【区長室・地域文化部・福祉部・都市計画部】

1 監査結果の内容（要約）

今回監査対象とした補助事業のうち、平成20年度に交付実績がなかったものは11事業であった。これらの事業は補助金の見直し後に実施した事業が多く、平成20年度に開始したのも4事業あった。区の施策を推進していくうえで公益上の必要性があり、事業を創設したものであるから、事業の実績を上げていく必要がある。今後は、補助事業の実施方法や補助内容の検討、事業の周知方法の強化など、事業目的が達成されるよう努力されたい。

2 講じた措置の概要

指摘の事業については、事業の周知の強化や関係機関との連携に努めるとともに、事業の実施方法や補助内容等について、常に検討するなど、これらの事業目的が達成されるよう努める。